

令和3年12月市議会定例会

活力都市創造部

議案説明資料

目 次

【予算案件】

- | | | |
|---|--------------------------|-----|
| 1 | 令和3年12月活力都市創造部補正予算（案）総括表 | 1 頁 |
| 2 | 人件費補正について | 2 頁 |
| 3 | 市営コミュニティバス等運行事業について | 3 頁 |

【条例案件】

- | | | |
|---|------------------------|-----|
| 4 | 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件 | 4 頁 |
|---|------------------------|-----|

1 令和3年12月 活力都市創造部補正予算(案) 総括表

【一般会計】

(単位：千円)

区分 予算科目(款・項)	補正前の額	今回補正額	補正後の額	備考
活力都市創造部 合計	4,087,300	△2,632	4,084,668	
(款8)土木費	4,087,300	△2,632	4,084,668	
(項5)都市計画費	4,087,300	△2,632	4,084,668	都市計画管理費 人件費 △3,959 生活交通対策事業費 1,327

2 人件費補正について

(1) 人件費

款	項	目	所 属	現計 予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 予算額 (千円)	職員数 (人)		
							現計 予算	今回 補正	増減
8 土木費	5 都市計画費	1 都市計画総 務費	活力都市推進課	100,440	▲6,387	94,053	11	11	0
			都市計画課	78,433	8,685	87,118	12	13	1
			交通政策課	87,307	14,410	101,717	13	14	1
			建築指導課	126,607	▲4,435	122,172	19	20	1
			富山駅周辺地区 整備 備 課	103,884	▲6,758	97,126	13	13	0
			路面電車推進課	53,610	▲7,350	46,260	7	6	▲1
			中心市街地活性化 推 進 課	55,961	▲2,776	53,185	8	8	0
			都市再生整備課	59,903	▲3,536	56,367	8	8	0
			居住対策課	60,095	2,845	62,940	8	9	1
			計		726,240	▲5,302	720,938	99	102
合 計				726,240	▲5,302	720,938	99	102	3

※現計予算額は、補正額に対する補正前の額

(2) 報酬等

款	項	目	所 属	現計 予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 予算額 (千円)
8 土木費	5 都市計画費	1 都市計画総 務費	交通政策課	654	1,343	1,997
		計		654	1,343	1,997
合 計				654	1,343	1,997

※現計予算額は、補正額に対する補正前の額

活力都市創造部 人件費・報酬等 総 合 計			現計 予算額 (千円)	補正額 (千円)	補正後 予算額 (千円)
			726,894	▲3,959	722,935

【生活交通対策事業費】

3 市営コミュニティバス等運行事業について

[交通政策課]

(1) 補正額 1, 3 2 7 千円

〔 財源内訳 一般財源 1, 3 2 7 千円 〕

(2) 補正の目的

市営コミュニティバスの運行を維持するため、燃料単価の上昇に伴い不足する燃料費について補正するもの。

(3) 補正の内容

燃料費 1, 3 2 7 千円

4 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

[建築指導課]

(1) 改正理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）等の一部改正に伴い規定の整備を行うもの。

(2) 改正内容

ア. 長期優良住宅建築等計画の認定手数料の見直し

住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正により、住宅性能評価を行う民間機関において、長期優良住宅の認定基準の一部である長期使用構造等の確認ができる規定が追加されたことに伴い、所管行政庁における長期優良住宅建築等計画の認定に係る審査区分の変更や審査項目の追加に応じた事務手数料に見直す。

イ. 区分所有住宅に係る認定手続きの見直しに伴う項目の整備

管理者等が一括して変更の認定を受ける仕組みに見直されたことに伴う項目の整備を行う。

ウ. 長期優良型総合設計による容積率特例許可の手数料項目の追加

新たに建築される一定規模以上の長期優良住宅のうち、市街地の環境の整備改善等に資すると認めて許可したものについては、建築基準法の容積率制限を緩和する規定が追加されたため、該当する手数料の項目を追加する。

エ. その他規定の整備

(3) 施行期日

令和4年2月20日(政令で定める日)